

公告第 19 号

送 達 公 告

下記の者に係る令和6年度軽自動車税納税通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をして下さい。

令和6年 6月 29日

一宮町長 馬 淵 昌 也

記



住 所	氏 名	備 考
一宮町東浪見 1 5 9 - 8	株式会社 アネックス	一宮町 く 2 7 1
一宮町船頭給 2 4 9 3 番地 2	染谷 竜一	一宮町 つ 5 5 0、1 袖ヶ浦 く 6 4 3 6
長生村七井土 1 5 5 9 番地 6	長尾 将之	一宮町 わ 1 1 3
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。		